

地方交付税の増額と地方税源の充実強化に関する決議

現在の地方の財政は、これまで三位一体改革等さまざまな名目の下、分権の趣旨とは無関係に地方交付税の大幅な削減がなされたこと、また、高齢化と人口減少が同時進行するなか、社会保障費が増嵩していること等により、未曾有の財政危機に直面するとともに、地域間格差が拡大している。

このような状況下において、市民生活に欠かすことのできない行政サービスの提供を確保し、地域間格差を是正するには、地方の固有財源である地方交付税の増額とその機能の強化が急務である。

また、各都市が地方分権時代に相応しい役割を果たしていくためには、地方税をはじめとする一般財源の充実確保を図るとともに、さらに、地方が担う事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直し、地域偏在性の少ない地方税体系の構築を図るべきである。

よって、国においては、平成20年度政府予算の編成に当たり、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1. 地方交付税の増額と機能の強化

必要な行政サービスを確保し、地域間の財政力格差を是正するため、地方交付税を増額するとともに本来の機能である財源保障機能及び財政調整機能を強化すること。

2. 地方税源の充実強化

- (1) 都市の安定的財源を確保するため、地方税源の充実強化を図ること。

(2) 地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分をまずは5対5とすること。

その際、地方消費税の充実など偏在性の少ない地方税体系の構築に最優先で取り組むこと。

以上、決議する。

平成19年11月9日

全国市議会議長会